

規制シート(様式)

150194700260002

平成28年12月21日

規制の名称	私立大学等の設置・廃止、私立大学等の学部等の設置、私立大学等の設置者の変更等の認可、私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法第4条第1項(昭和22年法律第26号) 学校教育法第4条第2項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	(1項第1号について) 高等教育局高等教育企画課課長 塩見 みづ枝 (1項第2号について) 初等中等教育局初等中等教育企画課長 森田 正信 初等中等教育局特別支援教育課長 丸山洋司 (1項第3号について) 初等中等教育局幼児教育課長 伊藤 学司 初等中等教育局初等中等教育企画課長 森田 正信 初等中等教育局特別支援教育課長 丸山洋司 (2項について) 高等教育局高等教育企画課課長 塩見 みづ枝
規制目的	(1項について) 学校教育の公共性に鑑み、学校の設置廃止、設置者の変更等を認可にかからしめることによって、それらが適正になされることを確保するため。 (2項について) 大学が既に授与している学位の種類等である場合は、大学の自主性を尊重し、学部等の設置について認可にかからしめることはしないが、私立大学等の学部等の設置・廃止等について、状況を把握するため。(なお、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合していない場合は、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。)		
規制内容の概要	(1項第1号について) 公立又は私立の大学及び高等専門学校等の設置廃止、設置者の変更、その他政令で定める事項について、文部科学大臣の認可が必要としているもの。 (1項第2号について) 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止、設置者の変更等を行う際には、都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。 (1項第3号について) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止、設置者の変更等を行う際には、都道府県知事の認可を受けなければならない。 (2項について) 学校教育法第4条第1項により、公立又は私立の大学及び高等専門学校に関する設置廃止については、従来一律に文部科学大臣の認可が必要なものとされているが、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするために以下に該当する場合に事前届出でよいとしているもの。 ①大学の学部等の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの ②大学の学部等の廃止 ③私立の大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>(1項第1号について) 国全体の立場から、大学等の数、規模、配置等について妥当な状態を確保するとともに、我が国の大学等の教育研究環境の質や社会的・国際的な通用性を担保するため。 (1項第2号について) 本規定は、都道府県が、学習者のニーズに的確に対応するという観点から、区域内にある市町村立の高等学校等を含め、区域内の公立高等学校等の配置・規模の適正化を図るために設けられた規定であり、必要最小限の規制である。 (1項第3号について) 本規定は、学校教育の公共性にかんがみ、それらが適正になされることを確保するために、学校の設置廃止、設置者の変更等を認可にかからしめるという、必要最小限の規制であるため。 (2項について) 引き続き、私立大学等の設置・廃止について把握する必要があるため。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合 の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成33年度</p>		